

弁護士紹介センターにおける本ウェブサイト経由市民向け弁護士紹介の利用規約  
～オンライン等による法律相談の場合～

(2021年12月1日制定 東京弁護士会)

1 はじめに

(1) 本規約は、東京弁護士会（以下「当会」といいます。）が、本ウェブサイト経由で市民に弁護士を紹介するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、利用上の注意事項等を定めるものです。市民のみなさま（以下「利用者」といいます。）は、当会から担当弁護士の紹介を受けて、担当弁護士の法律事務所等において、面接の法律相談を受けることができます。

面接相談後、ご希望があれば、担当弁護士に事件処理の依頼ができます。

(2) 利用者は、あらかじめ本規約の内容を十分お読みください。そして、本規約に同意の上、本規約に基づいて本サービスをご利用ください。

(3) 本規約の内容は、必要に応じ改訂することがあります。改訂した内容は、本ウェブサイト上に公開します。公開時点から利用者に適用されます。

2 本サービスにおける紹介分野

(1) 本サービスでは、市民に、次の分野の法律問題で、都内（島しょ部を除く）の担当弁護士が扱うことのできる国内の事件にかぎり、紹介をします。

- ① 離婚・親族（婚姻外男女関係）
- ② 遺言相続
- ③ 成年後見
- ④ 労働問題（労働者側）
- ⑤ 借金問題（クレジット・サラ金問題：偽装ファクタリング含む）
- ⑥ 消費者問題
- ⑦ 建築紛争
- ⑧ 女性の法律問題

- ⑨ インターネット法律問題
- ⑩ 借地借家
- ⑪ 各種損害賠償
- ⑫ 契約トラブル・不動産取引
- ⑬ マンション（区分所有法等）
- ⑭ 近隣紛争（日照・騒音・境界等）
- ⑮ 一般民事事件
- ⑯ 刑事・少年事件

（２）上記以外の分野については、担当弁護士の紹介ができないことがあります。その場合であっても、当会は、できるかぎり、法律相談センター、中小企業法律支援センターなど適切な他機関をご案内するように努めますので、お申込のフォームに該当の相談分野がない場合には、「その他」欄にチェックの上、メールフォームでは「相談内容」欄に（FAXフォームでは「相談内容」欄及びかっこ欄に）、相談希望の法律問題を記入してお申し込みください。

（３）また、相談内容が法律や公序良俗に反する場合、同一相談で過去に２回以上紹介を受けている場合など、紹介に適していないものと当会が判断する場合には、担当弁護士の紹介ができないことがあります。

### ３ 本サービス利用の手順，利用上の注意事項

#### （１）お申込

ア 本サービスの利用者は、本ウェブサイト上のメールフォームを用いてお申し込みください。

#### イ メールフォームの入力方法

（ア）最初に、「アドレス入力フォーム」上で、「メールアドレス」を入力，利用規約を読んだ上で、「利用規約を読み，内容に同意する」をチェック，「確認」ボタンを押して入力をされた内容を確認の上，「この内容で送信する」ボタンを押してください。

(イ) 当会から、利用者のメールアドレス宛に「自動返信メール」が送信されます。そのメールを開いて、表示されるURLをクリックしてください。

(※ このメールが届かなかったときは、[shokai-center@toben.or.jp](mailto:shokai-center@toben.or.jp) が受信できるように設定をご確認ください。)

(ウ) URLの遷移先にあります「申込者情報入力フォーム」上で、「氏名」「住所」「相談内容」等の項目を入力してください。「必須」項目は必ず入力してください。入力後、「確認」ボタンを押して入力をされた内容に誤入力がないかを確認の上、「この内容で送信する」ボタンを押してください。

(エ) 当会から、「ウェブ申込みを受付ました」という題名のメールが送信されます。このメールの送信をもって、お申込は完了になります。

## (2) 選任手続き

ア 当会は、お申込のあった相談内容が紹介に適するかどうかを審査の上、紹介に適するものと判断した場合に、担当弁護士を紹介します。

イ 選任手続きの結果、担当弁護士の紹介ができない場合、他機関をご案内させていただく場合があります。それらの場合には、お申込完了時から3営業日から7営業日ほどで、当会からその旨適宜の方法でご連絡いたします(メール、郵送、電話等)。

ウ 選任手続きにおける当会の判断に対するお問合せにはお答えいたしかねます。

## (3) 弁護士の紹介

ア 担当弁護士の紹介ができる場合には、お申込完了時から7営業日から10営業日ほどで、担当弁護士から適宜の方法でご連絡いたします(メール、郵送、電話等)。

イ お急ぎのときは、法律相談センターをご利用ください。

## (4) 法律相談

ア 法律相談は、ZOOM又は電話等によって行います。

イ 相談担当弁護士からZOOMのURLが通知されます。法律相談の実施日時にURLをクリックすれば法律相談を開始できます。

ウ 相談の日時は、担当弁護士と直接ご相談ください。

エ 相談の場所は、法律相談の内容が外部に漏れないように周囲の状況にご注意ください。

オ 紹介料は無料ですが、法律相談料は有料です。

法律相談料は、30分あたり5,500円（消費税込）、延長15分あたり2,750円（消費税込）です。ただし、クレジット・サラ金問題の法律相談料は無料です。また、労働問題（労働者側）の法律相談料は、初回30分のみ、無料です。

事前のお支払いをお願いいたします。お支払いの方法は相談担当弁護士からの案内に従ってください。

カ 事件受任は有料です。費用については、担当弁護士にご相談ください。

キ 担当弁護士は、当会所定の「委任契約書」を用い、所定の審査を受けた後に、事件に着手することになっております。

#### 4 個人情報等保護方針

（1）当会は、本サービスの提供に際して、利用者本人または第三者から、利用者にかかる情報（個人情報を含む）を取得することがあります。

（2）当会が取得する情報（個人情報を含む）については、別途、当会の定める「個人情報保護方針」に従って、適法かつ適正に取り扱います。

（3）当会は、取得した情報（個人情報を含む）について、本サービスの運営に必要な範囲で、紹介候補者名簿に登録する弁護士に提供する場合があります。

#### 5 その他の注意事項

（1）本サービスを通じて申し込まれた法律相談に対する回答は、当該法律相談を担当する弁護士の見解に基づいて行われます。当会は、本サービスを通じて行われる個々の法律相談の内容や回答については、一切関与いたしかねます。

（2）本ウェブサイトを通じて入力された相談内容等は、一定の保存期間経過後、消去します。相談内容等の保存は、利用者の判断と責任で行ってください。

（3）当会は、ネットワーク障害、ハードウェア障害、ソフトウェア障害または天

災等の不可抗力により、利用者に対する通知、その他本サービスの提供の一部または全部の履行ができなかった場合でも、責任を負わないものとします。

(4) サーバメンテナンスその他の作業のために本ウェブサイトによる本サービスの提供を中断することがありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 万が一、当会と利用者との間で本サービスに関連して紛争が生じた場合、その紛争については、東京地方裁判所が第一審の専属的管轄を有するものとします。

附則(2021年12月1日制定)

本規約は、2022年1月24日から施行します。

本規約は、2022年11月11日から改定します。